

岩手県告示第347号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和元年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	担当する自立支援医療の種類	指定年月日
はまと神経内科クリニック	釜石市鶉住居町第13地割31番地1（鶉住居地区26街区7画地）	精神通院医療	令和元年9月1日
リリーフ薬局	釜石市鶉住居町第13地割43番地1（鶉住居地区26街区1画地）	精神通院医療	〃
つくし薬局土沢店	花巻市東和町土沢8区326番地	精神通院医療	〃
陸前高田市国民健康保険広田診療所	陸前高田市広田町字前花貝222番地2	精神通院医療	〃
とうごう薬局広田店	陸前高田市広田町字前花貝222番地5	精神通院医療	〃
岩手医科大学附属病院	紫波郡矢巾町医大通二丁目1番1号	精神通院医療	令和元年9月21日
岩手医科大学附属内丸メデイカルセンター	盛岡市内丸19番1号	精神通院医療	〃
日本調剤岩手医大前薬局	紫波郡矢巾町医大通二丁目1番12号	精神通院医療	令和元年9月24日
川又薬局	二戸市福岡字川又6番1号	精神通院医療	令和元年10月1日